

福島県文化センター

第1節 概要

福島県文化センターは、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、県民の文化の振興をはかることを目的として設置されたもので、福島県文化会館、福島県美術博物館、福島県歴史資料館の三つの施設をもって構成されている。

このセンターの管理運営は、昭和45年9月開館当初から県が財団法人福島県文化センターに委託し、同法人はこの施設の設置目的に沿って各種の文化事業を展開し、あるいは資料の収集、整理、保管、調査研究等を行うほか、この施設を管理するとともに、一般県民の文化活動の場として利用に供している。

1 業務内容

福島県文化センターを構成する各施設の業務内容は、概ね次のとおりである。

(1) 文化会館

- ・文学、音楽、演劇、舞踊等の芸術の振興に関すること。
- ・社会科学、自然科学等の学術の振興に関すること。
- ・文化会館の施設、設備の利用に関すること。

(2) 美術博物館

- ・美術資料の保管、整理及び展示に関すること。
- ・美術資料に関する専門的又は技術的な調査研究に関するここと。
- ・美術資料に関する講演会、講習会等の主催及びその開催の援助に関するここと。

(3) 歴史資料館

- ・県に関する文書資料、考古資料、民俗資料その他の歴史資料の収集、整理、保管及び展示に関するここと。
- ・歴史資料に関する調査研究及びその利用に関するここと。
- ・歴史資料に関する講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助に関するここと。

2 組織運営

文化センターを構成する各施設は、財団法人福島県文化センターの事務組織によって運営されており、文化センター館長が全体を統轄している。事務組織は、次のとおりである。

- ・総務部 総務課 施設課
- ・事業第一部 企画課 美術資料課
- ・事業第二部 歴史資料課 遺跡調査課

なお、文化センターの事業運営に関して、館長の諮問機関として専門委員会が設置されており、事業の企画、実施について館長の諮問に応している。

財団法人福島県文化センター専門委員

- | | |
|-------------|-------|
| 庄司吉之助（委員長） | 菊池 貴晴 |
| 笠原 美禰（副委員長） | 高野 広治 |
| 磯崎 康彦 | 武田 知行 |
| 伊藤 コウ | 田中 寛之 |
| 岩崎 敏夫 | 丹野 清栄 |

岩瀬 太一	本多 隼男
太田美恵子	増田 忍石
大竹正三郎	室井 康弘
大槻 英郎	若松光一郎
亀井 正道	渡辺 良雄
河田 亨	

第2節 施設・設備の概要

1 施設

所在地	福島市春日町5—54
敷地面積	20,654m ²
建築面積	5,430m ²
建築延面積	11,640m ²
構造	鉄骨、鉄筋コンクリート造り 地下1階、地上3階、塔屋1階
竣工	昭和45年7月31日
施設の概要	
(1) 本館	
地階	中央監視室、空調、電気機械室、奈落
1階	大ホール(1949席)、小ホール(447席) リハーサル室(107m ²)、和室(20畳2室) 樂屋(4室)、浴室(2室) 視聴覚室(108席) 会議室(24名)、I T V室、事務室、収蔵庫等
2階	会議室兼展示室(466m ²)、事務室、収納室、食堂等
3階	展示室(505m ² ×2室) ギャラリー(363m ²) 事務室、倉庫等
(2) 歴史資料館	
1階	展示室(180m ²)、事務室(受付)
2階	事務室、研究室、閲覧室、マイクロフィルム室、文書庫(252m ²)等
3階	文化財収蔵庫(455m ²)、文書庫(252m ²)

2 設備

(1) 一般設備

空気調和設備、冷暖房、換気設備
給排水衛生設備、給排水、カス
防災設備 スプリンクラー、ドレンチャー、ガス消火設備(炭酸カス及びハロンカス)、消火栓、非常用放送設備、避難誘導設備、煙・熱感知器等
エレベーター設備 乗用(11人乗)、荷物専用(4t)
電気設備 變電設備 750KVA 500KVA 250KVA、100KVA×3、75KVA、トランステン7台、契約電力 620KW
一般照明(螢光灯、白熱灯)、内線電話(自動交換)、I T V設備、T V中継設備、館内放送設備、自家発電設備(100KVA)